

四日市市告示第 454 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、あらたに生じた土地の町及び字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 7 月 17 日

四日市市長 森 智広

1. 四日市市楠町吉崎字三之割に編入する区域

四日市市楠町吉崎字二之割 315 番地 4 から同市楠町吉崎字三之割 185 番地 4 に至る間の地先公有水面埋立地 27,923.29 平方メートル

2. 四日市市楠町字北五味塚に編入する区域

四日市市字北五味塚古江 1086 番地 2 の地先公有水面埋立地 7,432.55 平方メートル

(市民文化部市民課)